

# 9月9日は「救急の日」

9月9日を含む1週間は救急医療週間と定めています。

消防署救急係 ☎2821

## 救急車の適正利用について

近年、救急車での出動件数と搬送人員数はともに鳥羽市管内でも増加しており、平成27年に搬送された1,379人のうち、約55%のかたが入院を必要としない軽症という現状があります。

不適切な救急利用が増える  
と、緊急性があり、本当に救急車を必要としている人に対しての適切な救命処置が遅れてしまい、救える命が救えなくなる恐れがあります。

## 病院受診は診療時間内に

最近「日中は用事があるから休めない」「明日は仕事があるから」などといった理由で、休日や夜間に緊急性のない軽症で病院受診をする『コンビニ受診』が増えてきています。このような受診が増えると、本当に重症な患者さんへの対応が困難になるだけでなく、医師が疲弊して翌日以降の診療に支障をきたしたり、疲れ果てて医療現場を去るなど医療崩壊の原因にもなります。

日頃から病院や救急車の適正利用についてお願いをしているところですが、ひとりでも多くの命を救うため、ご協力をお願いします。

## 救急車利用の判断に迷ったときは、近くの救急相談窓口へ

①日頃、あなたの体の状態を一番よく知る、かかりつけ医に連絡してください。

②かかりつけ医が不在のときや、かかりつけ医がいないかたは、休日・夜間応急診療所に受診可能かどうかを連絡してください。

※診療所開設日や受付時間、診療時間を事前に確認してください。

③かかりつけ医、休日・夜間応急診療所などで受診できない場合や、受診先が分からない場合は、救急医療情報センター(☎281199)に連絡してください。「今、診てもらえる医療機関」の案内を受けることができます。



## 救急車利用マニュアル

くわしくは、左のQRコードを読み取ってアクセスしてください。



**救急活動中における救急事故現場などの撮影について**  
市消防署では、救命効果のいっそうの向上を図るため、収容先の医師の要請により救急隊および消防隊によって、救急事故現場などを撮影する場合がありますので、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。